



## 最近ちょっと気になっている数値があります

代表 長沼 隆弘

最近ちょっと気になっている数値があります。「**限界利益**」です。

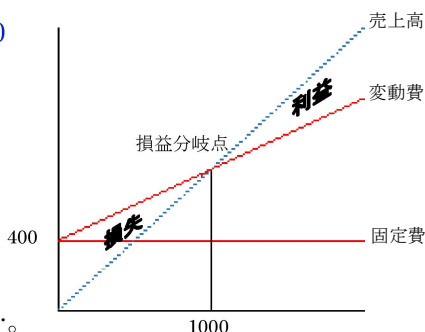
売上から変動費（材料費・外注費・運賃など）を引いたものが限界利益。

限界利益を売上で割ったものが限界利益率です。

例えば売上が100として材料費が60とすれば、限界利益は40、限界利益率は40%という計算です。

「**どうすれば儲かるのか?**」を考えた場合に、固定費が400かかる企業があるとすると、限界利益が40%であるなら、1000の売上があればトントンになります。

この1000を「**損益分岐点売上**」と言いますが、売上が1000を超えたとたん、その超えた部分の40%すべてが利益となります。売上が1500になれば200の利益が生まれます。この損益分岐点を超えるのが難しいのですが…。



「売上至上主義」という言葉がありますが、1000の売上を上げる事ばかりに集中してしまうと実は大変です。値引きをせずに売上が作れば良いのですが、1000の売上を作るために5%の値引きをしたとしましょう。材料費は同じ600がかかるので、限界利益は350になってしまいます。固定費が400なので、これでは50の赤字に転落するというのも…。

そこで値引きをしながらも赤字にならないようにと考えますが、限界利益率が35%ならば、固定費400を賄うには、400を35%で割り戻した1142の売上が必要となるのです。実は、こうなると悪循環で売上が増えると人手が足らなくなったりして固定費が増えます。するとなお売上が必要となり…と赤字体質になってしまう危険があります。

「**限界利益至上主義**」を掲げ、「**売上よりも限界利益、ムダを省いた固定費**」と**筋肉質な黒字体質**を目指したいものです。メニューの見直し、ひと工夫加えた付加価値、なんらかの工夫で限界利益を上げられるのであれば…。

「どの様な企業が儲かっていますか?」の私共への問いの答えは、適度な大きさ・効率の良い商売（限界利益率の高い商売）なのかもしれません。ただ、これらが自分のコントロール下にある商売ばかりではないのも確かですが。

## ◆民法改正

国民が円滑な社会生活を送るための基本的なルールを定めた民法ですが、明治31年の施行以来、ほとんど手加えられていませんでしたが、契約のルールを定める債権関係規定（債権法）が大きく様変わりします。特徴的なのは、「**消費者保護**」の視点が盛り込まれたという部分です。（橘）



主な改正点		ポイント
消滅時効	原則5年に統一	売掛債権は現状よりも長期化となってしまう ※商品販売代金の時効 2年→5年
個人保証	借入の第三者保証には公正証書必要	経営にタッチしない者の保護
	建物賃貸借連帯保証など 根保証契約は極度額の定めが義務	個人保証の金額制限 賃貸借契約書の見直し必要に
法定利率	5%→3%	3年に一度の見直しを検討
賃貸住宅契約	敷金の返金・原状回復義務の明文化	借主が壊した箇所の修繕費のみが相殺される
		部屋の年月に応じた自然な劣化は貸主負担

※ 平成29年6月2日公布 平成32年4月頃施行予定

## ◆今年も一泊の研修を行いました

当所では、過去35年間にわたり毎年一泊の所内研修を行っております。今年も6月3日(土)～6月4日(日)の日程で研修を行いました。

研修では、まず永年勤続表彰を行います。今年も勤続40年35年25年10年5年各1名、計5名について永年勤続表彰が行われました。



表彰が終わり次第研修に入ります。

今年のテーマは「自己紹介」

ひとり15分間で自己紹介をするというものでした。目的としてはお互いを知る、自分を見直すことでした。若手からベテランまでいろいろと考えるところがあったようで、ひとまず目的は達成できたのではないかと思います。

第二部では、「日々どんな事を考えて仕事しているか」をテーマに数名ずつに分かれて座談会を行いました。お客様との接し方、税務への取り組み方など意義深いものとなりました。（田原）



## ◆医療費控除

平成29年度分の確定申告より、医療費控除の特例として、医療費が10万円を超えていなくても、インフルエンザの予防接種や健康診断などをされている方が、ドラッグストア等で買われたスイッチOTC医薬品の購入額が一年間で12,000円を超えた場合、所得控除ができるようになりました。

また、領収書について提出・提示を不要とし、明細書の提出（領収書を5年間自宅保存）又は医療保険者からの医療費通知書の添付で控除が受けられることとなりました。

※スイッチOTC医薬品とはレシートで判別できるようになっております。レシートは捨てずに保管ください。

また、対象商品には右のようなマークが表示されることになっています。（隆伸）



## ◆所得拡大税制改正

改正ポイント  
前年比2%以上の賃上げ  
↓  
前年度からの増額部分の12%を上乗せで控除

要件	税額控除額
①給与等支給額が平成24年度より3%以上増加している。	平成24年度比増加額×10% +前事業年度比増加額×12%
②給与等支給額が前事業年度以上である。	
③平均給与等支給額が前事業年度の2%以上である。	

※前年比2%未満の賃上げは変更なし（税額控除額 H24年度比増加額×10%）  
※税額控除は法人税額の20%（大法人は10%）が上限。  
※平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度（松村）

## 編集後記

今年の夏も猛暑日が続いています。7月には九州北部豪雨がありましたが、『天災は恐ろしい』と感じました。これから台風の時期に入りますが、これ以上、天災が起こらない事を祈ります。今年の上半期にありました将棋の最年少棋士 藤井聡太四段の歴代単独トップとなる29連勝などの嬉しいニュースが下半期は多くなって欲しいと思います。今回は業務1課がお届けしました。（坂本）